

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月7日
【会社名】	株式会社あおぞら銀行
【英訳名】	Aozora Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 馬場 信輔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南1丁目3番1号
【電話番号】	03(3263)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 芥川 知美
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段南1丁目3番1号
【電話番号】	03(3263)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 芥川 知美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社あおぞら銀行 関西支店 (大阪市北区梅田1-12-12) 株式会社あおぞら銀行 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅4-5-28) 株式会社あおぞら銀行 横浜支店 (横浜市西区北幸1-4-1) 株式会社あおぞら銀行 千葉支店 (千葉市中央区富士見2-3-1)

1【提出理由】

平成25年1月7日(月)開催の当行取締役会において承認された、米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における当行普通株式の売出し(以下「海外売出し」といいます。)が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 株式の種類 当行普通株式
- (2) 売出数 下記 及び の合計による当行普通株式316,250,000株
 下記(7)記載の海外引受会社による買取引受けの対象株式として当行普通株式275,000,000株
 下記(7)記載の海外引受会社に付与される当行普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当行普通株式41,250,000株
 (注) 海外売出しと同時に、下記(8)記載の売出人による当行普通株式の日本国内における売出し(以下「国内売出し」といいます。)が行われます。国内売出し及び海外売出しの各売出し間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、平成25年1月16日(水)から平成25年1月18日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」といいます。)に決定されます。
- (3) 売出価格 未定
 (注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定されます。
- (4) 引受価額 未定
 (注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日に決定されます。なお、引受価額とは、売出人が下記(7)記載の海外引受会社より受取る1株当たりの売買代金をいいます。
- (5) 売出価額の総額 未定
- (6) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。また、単元株式数は1,000株であります。
 なお、当行は、普通株式のほか、甲種優先株式及び丙種優先株式(以下「優先株式」と総称します。)についての定めを定款に定めています。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の1,000株であり、優先株主は、株主総会において議決権を行使することができません(ただし、優先配当金を支払う旨の取締役会決議が、翌事業年度に開催される定時株主総会の招集通知発送日までになされず、かつ、当該総会に優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合には当該総会の時より、当該総会で当該議案が否決された場合は当該総会の終結の時より、優先配当金を支払う旨の取締役会決議又は株主総会決議が最初になされる時までは議決権を有します。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものです。
- (7) 売出方法 下記(9)記載の引受人(以下「海外引受会社」といいます。)に海外売出し分の全株式を総額個別買取引受けさせます。また、売出人は海外引受会社に対して、上記(2)記載の追加的に当行普通株式を取得する権利を付与します。
- (8) 売出人の名称 サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー

- (9) 引受人の名称 Citigroup Global Markets Limited
Morgan Stanley & Co. International plc
Goldman Sachs International
Barclays Bank PLC
- (10) 売出しを行う地域 米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）
- (11) 受渡年月日 平成25年1月24日（木）から平成25年1月28日（月）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の6営業日後の日とします。
- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 該当事項なし
- (13) その他の事項 (イ) 当行の発行済株式総数及び資本金の額（平成24年12月28日現在）
- | | |
|-----------------|------------------|
| 発行済株式総数 | 1,888,798,647株 |
| 普通株式 | 1,650,147,352株 |
| 第四回優先株式（甲種優先株式） | 24,072,000株 |
| 第五回優先株式（丙種優先株式） | 214,579,295株 |
| 資本金の額 | 100,000,000,000円 |
- (ロ) 海外売出しと同時に国内売出しが行われますが、かかる国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から41,250,000株を上限として借入れる当行普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、シティグループ証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社であります。

安定操作に関する事項

1. 今回の売出しに伴い、当行の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所でありませ

以上